

(目的)

第1条 この条例は、本町の区域内において新たに農業を営み、本町の農業振興に寄与する者及び現に農業を実践している者に対し、農業担い手育成資金(以下「資金」という。)の貸付その他の支援を行い、新規就農者の定着促進とニセコ町農業の次代を担う近代的な農業の実践を支援することを目的に必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例において掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

(1) 新規就農予定者 本町において新たに就農を希望し、就農に必要な知識や技術の習得に意欲的であると認められる者で、次の一に該当する者をいう。

ア 本町に居住し、経営主の年齢が概ね20歳以上45歳未満で農業従事者たる同居人を有し、農業所得が5年後に概ね300万円以上となる経営計画が樹立できる者

イ 高等学校、専門学校、短期大学、大学、大学院など(以下「大学等」という。)を卒業した者で、本町に居住して農業経営によって自立しようとする意欲と能力を有する者で、大学等を卒業した後引き続き農業に従事する者

ウ 農業以外の職にある者で、町内に住所を有していた者が町外に転出し、再度本町に転入し農業を開始し自立しようとする者

エ 将来の農業経営を目的として、別に定める指定教育機関へ修学する者(以下「新規学卒予定者」という。)

オ 特に町長が認めた者

(2) 新規就農者 就農に必要な知識と技術を有し、町内に農地の取得及び賃貸借等により新たに農業経営を開始し、自立しようとする意欲と能力を有すると認められる者をいう。

(3) 青年農業者 現にニセコ町内を経営の本拠地として営農に就いている45歳未満の者をいう。

(新規就農認定申請)

第3条 本町の区域内において新たに農業を営もうとする新規就農予定者及び新規就農者は、新規就農認定申請書(別記第1号様式)に新規就農計画書(別記第2号様式)を添えて町長に提出しなければならない。

(意見書)

第4条 町長は、前条の申請を受理した後に、ニセコ町農業委員会、ようてい農業協同組合及び地区農業改良普及センターに対し、意見書(別記第3号様式)の提出を求めるものとする。

(新規就農認定)

第5条 町長は、第3条の申請書を受理したときは、ニセコ町農業担い手育成協議会の審査に付し認定の可否について決定し、認定したときは、新規就農認定者通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとし、新規就農認定者証(別記第5号様式)を交付する。また、認定しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項により認定した者を新規就農認定者として新規就農認定者台帳(別記第6号様式)に登録するものとする。

(資金)

第6条 前条により認定を受けた新規就農認定者は、別表1及び別表2の資金の貸付又は助成を、青年農業者は、別表2に定める資金の助成を受けられるものとする。

(償還の免除)

第7条 町長は、別表1に定める資金の貸付を受けた者が、次の各号に該当するときは、貸付金の償還の債務を免除することができる。

- (1) 農業者育英資金については、大学等を卒業後の就農期間が3年を超えたとき
- (2) 新規就農資金については、就農期間が5年を超えたとき
- (3) 町長が特に認めるとき

(協議会の設置)

第8条 この条例による新規就農の認定及び援助措置等の適正を図るため、ニセコ町農業担い手育成協議会を置くものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成9年3月14日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行し、平成9年3月1日から適用する。

別表1(第6条関係)

種別	資金の内容	資格要件
農業者育英資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 資金の用途 指定された教育機関における修学に必要な授業料、教材費、調査研究費等 2 修学対象機関(指定教育機関) <ol style="list-style-type: none"> 1) 道立農業大学校 2) 大学・短期大学で農学系学部 3) その他町長が特に認める教育機関 3 融資限度額 300千円/年 4 融資期間 修学期間(最大4年間) 5 金利 無利子 6 償還期間 10年以内(据置期間含む) 7 据置期間 7年以内 8 償還方法 年賦償還 9 償還免除 卒業後の就農期間3年超過後 	新規就農認定を受けた新規学卒予定者
新規就農資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 資金の用途 就農の開始時に必要となる各種資格の取得費、必要機械器具の取得費、居住拠点の確保費用等 2 融資限度額 1,000千円 3 融資回数 1回限り 4 金利 無利子 5 償還期間 10年以内(据置期間を含む) 6 据置期間 5年以内 7 償還方法 年賦償還 8 償還免除 就農期間5年超過後 	新規就農認定者

別表2(第6条関係)

種別	資金の内容	資格要件
青年研修制度資金	<ol style="list-style-type: none"> 1 助成金の用途 先端的農業技術の習得を目的とした派遣助成 2 対象研修内容 <ol style="list-style-type: none"> 1) 農業試験場の長期専門研修(7日間以上) 2) 先進地留学等研修(7日間以上) 3) 先進技術の資格や機材の取得 4) 特に町長が認めた研修等 3 助成限度額 200千円/回 	新規就農認定を受けた新規就農者及び青年農業者

別記第1号様式(第3条関係)

年 月 日

新規就農認定申請書

ニセコ町長 様

住所

氏名 印

(生年月日) 年 月 日(才)

ニセコ町農業担い手育成に関する条例第3条の規定に基づき、新規就農認定を受けたいので、新規就農計画書(別記第2号様式)を添えて申請します。

新規就農計画書

住所
氏名

1 就農時における農業経営又は農業従事の態様に関する目標

(1) 将来の農業経営の構想

(2) 就農時における目標

営農部門		就農予定地		就農時期	年 月
就農・経営形態					
経営規模	ha(自作地 ha 小作地 ha)				
作 目					
所得目標	万円/年				
農業労働力	氏 名	年齢・続柄等	年間農業従事日数		

2 1の目標を達成するために必要な農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に関する事項

(1) 過去の農業教育・研修施設

学校教育・研修施設	学校・研修先の名称	所在地	教育・研修期間
	教育・研修内容		
農家等実務研修	研修先の名称	所在地	研修期間
	研修内容		

(2) 道農業大学校等における研修教育計画

名 称		所 在 地	
専 攻		研修教育期間	年 月～ 年 月
研修教育 内 容			

(3) 農家等における実務研修計画

研修先名称		所 在 地	
営 農 部 門		研 修 期 間	年 月～ 年 月
研 修 内 容			

(4) 就農準備計画

年 月	就農準備の方法	内 容

3 1の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の就農時においてとるべき措置に関する事項

(1) 経営開始のための事業計画

事 業 内 容	規模・構造等	実施期間	事 業 費	資 金 名 等

(2) 資金調達計画

区 分	資 金 名	借入期間	借 入 額	借 入 条 件
就 農 研 修				
就 農 準 備				
経 営 開 始				

4 農業経営改善計画書

目標とする営農類型						
経営改善の方向の概要						
農業生産の概要	作物・部門名	当 初(営農開始年)		目 標(5年後)		
		面積・頭数	生産量	面積・頭数	生産量	
経営の規模	経営耕地(1ha)	所有地	借入地	所有地	借入地	
	水 田					
	畑					
	主たる施設・機械	当初(年)		目標(年)		
経営成果	項 目		当初(年)		目標(年)	
	農業粗生産額(千円)					
	費用	直接費用(千円)				
		間接費用(千円)				
	農業所得額(千円)					
	借入資金返済額(千円)					
	農外収入(千円)					
	農外支出(千円)					
農家所得(千円)						

5 その他(経営目標の達成へ向けた特記事項など)

--

別記第3号様式(第4条関係)

意見書

ニセコ町長 様

住所
就農を希望する者
氏名

年 月 日

印

別記第4号様式(第5条関係)

新規就農認定者通知書

年 月 日

様

ニセコ町長

年 月 日付けで申請のあった新規就農認定申請について、次のとおり認定したので通知します。

記

1 認定番号: ー 号

2 認定年月日: 年 月 日

